

京都府水防計画 新旧対照表

別添2

頁	現行	改正後	備考
表紙	<p data-bbox="456 411 757 448">京 都 府 水 防 計 画</p> <p data-bbox="533 603 680 639">令和7年度</p> <p data-bbox="560 1114 654 1150">京都府</p>	<p data-bbox="1384 411 1684 448">京 都 府 水 防 計 画</p> <p data-bbox="1460 603 1608 639">令和8年度</p> <p data-bbox="1487 1114 1581 1150">京都府</p>	<p data-bbox="2011 225 2134 252">年度の変更</p>

<p>第2章 用語の定義</p> <p>(18) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示発令の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(20) 洪水浸水想定区域 (法第14条)</u> 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 用語の定義</p> <p>(18) 氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示発令の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p><u>(20) 氾濫発生水位 (氾濫開始水位)</u> <u>洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位 (堤防天端高 (又は背後地盤高)) という。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。</u></p> <p><u>(21) 洪水浸水想定区域 (法第14条)</u> 洪水予報河川及び水位周知河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、<u>国土交通大臣または知事が指定した区域をいう。</u></p> <p><u>(22) 高潮浸水想定区域 (法14条の3)</u> <u>水位周知海岸や周辺地域に住宅、要配慮者利用施設等が存在する海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>防災気象情報の体系整理に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>高潮浸水想定区域の指定に伴う追記</p>
<p>第3章 水防の責任</p> <p>5 知事の責任</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>10 水防協力団体の義務</p> <p>① <u>決壊</u>の通報 (法第25条)</p>	<p>第3章 水防の責任</p> <p>5 知事の責任</p> <p><u>[決壊の通報の通知及び周知]</u></p> <p><u>(7) 知事は、河川、下水道又は海岸で浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫している旨の通報を受け、相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第24条の2第2項)</u></p> <p><u>(8) 知事は、堤防その他の施設が決壊した旨の通報を受け、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第25条第2項)</u></p> <p>10 水防協力団体の義務</p> <p>① <u>堤防等決壊</u>の通報 (法第25条)</p>	<p>防災気象情報の体系整理に伴う追記</p> <p>防災気象情報の体系整理に伴う追記</p> <p>文言の修正</p>

第4章 水防組織と機構

第1節 水防活動の組織

1 災害警戒本部・災害警戒支部

建設交通部河川課長・砂防課長、各土木事務所長等は、災害警戒本部(支部)及び災害対策本部(支部)が設置された場合の水防待機要領を作成するものとする。

(1) 基本配備

京都府に気象業務法第14条の2第1項の規定による大雨注意報、洪水注意報が発表され、災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 3	警備第一課 2

災害警戒支部の体制

広域振興局 (警戒支部規定による)	土木事務所 2～3	大野ダム総合管理事務所 (洪水警戒体制実施要領による)

(2) 1号配備

気象業務法に基づく予報警報が府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき、又は京都府の地域に大雨警報が発表され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 6	警備第一課 2

第4章 水防組織と機構

第1節 水防活動の組織

1 警戒準備体制・災害警戒本部・災害警戒支部

建設交通部河川課長・砂防課長、各土木事務所長等は、警戒準備体制が確保された場合及び災害警戒本部(支部)、災害対策本部(支部)が設置された場合の水防待機要領を作成するものとする。

(1) 警戒準備体制

京都府に気象業務法第14条の2第1項の規定による氾濫注意報、大雨注意報、土砂災害注意報、高潮注意報が発表され、災害警戒本部設置以前の体制として警戒準備体制が確保された場合、次の体制により水防活動を行う。

警戒準備体制の職員配備

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 3	警備第一課 2

※上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

広域振興局における職員配備

広域振興局 (警戒支部規定による)	土木事務所 2～3	大野ダム総合管理事務所 (洪水警戒体制実施要領による)

(2) 1号配備

気象業務法に基づく予報警報が府内全域又は一部の地域に発表され、重大な災害の発生が予想されるとき、又は京都府の地域に氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報、高潮警報、氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報、高潮危険警報が発表され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 6	警備第一課 2

府地域防災計画の変更に伴う修正

府地域防災計画の変更に伴う修正

府地域防災計画の変更に伴う修正

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(警戒支部規定による)	土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 2～4	(洪水警戒体制実施要領による)

(3) 2号配備

大雨その他異常な自然現象により河川施設に災害が発生しはじめたとき、又は台風が近畿地方に接近することが予想され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 下水道政策課 1	警備第一課 3

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(警戒支部規定による)	土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 4～8	(洪水警戒体制実施要領による)

(4) 3号配備

風水害における特別警報が発令されたとき、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
災害対策本部に備えた体制				

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(警戒支部規定による)	土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 2～4	(洪水警戒体制実施要領による)

(3) 2号配備

大雨その他異常な自然現象により河川施設に災害が発生しはじめたとき、又は台風が近畿地方に接近することが予想され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 下水道政策課 1	警備第一課 3

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(警戒支部規定による)	土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 4～8	(洪水警戒体制実施要領による)

(削除)

府地域防災計画の変更に伴う修正

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(警戒支部規定による)	(警戒支部規定による)	(洪水警戒体制実施要領による)

(5) 津波に関する災害警戒本部

津波注意報若しくは津波警報・**大津波警報**の発表により災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

	津波注意報	津波警報・大津波警報
知事直轄組織		秘書課 1 職員総務課 1 会計課 1
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 15
総務部		総務調整課 1
総合政策環境部		政策環境総務課 2
文化生活部		文化生活総務課 1
健康福祉部		健康福祉総務課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1
農林水産部	水産課 1	農政課 4 水産課 1
建設交通部	河川課 砂防課 2 港湾局 1	監理課 1 河川課 砂防課 3 港湾局 1
教育庁		総務企画課
警察本部	警備第一課 1	警備第一課 1

2 災害対策本部・災害対策支部

(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

ア 災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、状況判断(※)を踏まえ、知事(災害対策本部長)が決定する。

※状況判断

- 1 府内における降雨状況及び降雨予想
- 2 府内主要河川の水位変動状況
- 3 台風の進路予想

(5) 津波に関する災害警戒本部

津波注意報若しくは津波警報の発表により災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

	津波注意報	津波警報
知事直轄組織		秘書課 1 職員総務課 1 会計課 1
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 15
総務部		総務調整課 1
総合政策環境部		政策環境総務課 2
文化生活部		文化生活総務課 1
健康福祉部		健康福祉総務課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1
農林水産部	水産課 1	農政課 4 水産課 1
建設交通部	河川課 砂防課 2 港湾局 1	監理課 1 河川課 砂防課 3 港湾局 1
教育庁		総務企画課
警察本部	警備第一課 1	警備第一課 1

2 災害対策本部・災害対策支部

(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

ア 災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき**及び特別警報が発表された場合**に、状況判断(※)を踏まえ、知事(災害対策本部長)が決定する。

※状況判断

- 1 府内における降雨状況及び降雨予想
- 2 府内主要河川の水位変動状況
- 3 台風の進路予想

府地域防災計画の変更に伴う修正

府地域防災計画の変更に伴う修正

<p>4 府内各地の被害発生状況 5 近畿地方各府県の防災体制 災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。 6 府内市町村の災害救助法の適用状況 7 府内市町村の災害対策本部の設置状況</p> <p>イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事が閉鎖を決定する。</p>	<p>4 府内各地の被害発生状況 5 近畿地方各府県の防災体制 災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。 6 府内市町村の災害救助法の適用状況 7 府内市町村の災害対策本部の設置状況</p> <p>イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事が閉鎖を決定する。</p>	
<p>第5章 予報及び警報等 第1節 大雨・洪水に関する予警報等 1 気象庁が行う水防活動用注意報及び警報 京都地方気象台が行う「水防活動の利用に適合する（以下、「水防活動用」という。）注意報及び警報（以下、「予報警報」という。）の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。 なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>(1) 予報警報の区域 ア 京都地方気象台の予報警報の区域を「京都府予報警報区域細分表」（25頁）に示す。 イ 一次細分区域とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域をいう。 二次細分区域とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。 市町村等をまとめた地域は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。 ウ 京都府南部地域は「南部」と、京都府北部地域は「北部」と略称する。 エ 境界線を「京都府予報警報区域細分図」（26頁）に示す。</p> <p>(2) 水防活動の利用に適合する注意報、警報 水防活動用予報警報は、水防管理団体等に迅速かつ適切に水防活動指針を与えらるとともに、一般住民（公私の団体を含む。以下同じ）への周知により、相応の対策を促すためのものである。</p>	<p>第5章 予報及び警報等 第1節 大雨・洪水に関する予警報等 1 気象庁が行う水防活動用注意報及び警報 京都地方気象台が行う「水防活動の利用に適合する（以下、「水防活動用」という。）注意報及び警報（以下、「予報警報」という。）の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。 なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>(1) 予報警報の区域 ア 京都地方気象台の予報警報の区域を「京都府予報警報区域細分表」（25頁）に示す。 イ 一次細分区域とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域をいう。 二次細分区域とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。 市町村等をまとめた地域は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。 ウ 京都府南部地域は「南部」と、京都府北部地域は「北部」と略称する。 エ 境界線を「京都府予報警報区域細分図」（26頁）に示す。 オ 氾濫に関する情報の区域は、「4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報」及び「6 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報」に示す。</p> <p>(2) 水防活動の利用に適合する注意報、警報 水防活動用予報警報は、水防管理団体等に迅速かつ適切に水防活動指針を与えらるとともに、一般住民（公私の団体を含む。以下同じ）への周知により、相応の対策を促すためのものである。</p>	<p>防災気象情報の体系整理に伴う修正</p> <p>防災気象情報の体系整理に伴う修正</p>

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要	防災気象情報の体系整理に伴う修正
水防活動用 気象警報	<u>大雨警報</u>	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される <u>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される</u> <u>大雨警報（土砂災害）は警戒レベル3に相当</u>	水防活動用 気象警報	<u>レベル3</u> 大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
	<u>大雨特別警報</u>	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される <u>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される</u> <u>警戒レベル5に相当</u>		<u>レベル4</u> 大雨危険警報	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される</u>	
<u>レベル5</u> 大雨特別警報				<u>大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</u>		
水防活動用 高潮警報	<u>高潮警報</u>	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される <u>警戒レベル4に相当</u>	水防活動用 高潮警報	<u>レベル3</u> 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
	<u>高潮特別警報</u>	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される <u>警戒レベル4に相当</u>		<u>レベル4</u> 高潮危険警報	<u>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表される</u>	
<u>レベル5</u> 高潮特別警報				台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される		
水防活動用 洪水警報	<u>洪水警報</u>	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される <u>警戒レベル3に相当</u>	水防活動用 洪水警報	<u>レベル3</u> 氾濫警報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</u>	
				<u>レベル4</u> 氾濫危険警報	<u>大雨、河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される</u>	
<u>レベル5</u> 氾濫特別警報	<u>大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される</u>					
水防活動用 気象注意報			<u>レベル2</u> 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき		

水防活動用 気象注意報	<u>大雨注意報</u>	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される <u>警戒レベル2</u>
水防活動用 高潮注意報	<u>高潮注意報</u>	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに <u>注意を喚起するため</u> 発表される <u>警戒レベル2（高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当）</u>
水防活動用 洪水注意報	<u>洪水注意報</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 警戒レベル2

(3) 予報警報の発表基準

予報警報の種類ごとの発表基準を「特別警報基準表」および「注意報・警報発表基準表」（27～39頁）に示す。

(4) 予報警報の継続・切替・解除

ア 注意報は災害が発生するおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

ウ 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

		きに発表される
水防活動用 高潮注意報	<u>レベル2</u> 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により <u>重大な災害が発生するおそれがあると</u> 予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	<u>レベル2</u> <u>氾濫</u> 注意報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(3) 予報警報の発表基準

予報警報の種類ごとの発表基準を以下の気象庁ホームページに示す。

【警報・注意報発表基準】

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

【特別警報発表基準】

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

(4) 予報警報の継続・切替・解除

ア 注意報は災害が発生するおそれがあるときなどに、警報は重大な災害が発生するおそれがあるときなどに、危険警報は重大な災害が発生するおそれが大きく、避難が必要なときに、特別警報は予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

2 大雨警報等を補足する情報

(1) キキクル（大雨警報等の危険度分布）等

参照先の変更

防災気象情報の体系整理に伴う修正

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル <u>(大雨警報(土砂災害)の危険御分布)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先</u> までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、 <u>大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報</u> 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、 <u>大雨警報(浸水害)</u> 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新して <u>おり、洪水警報等</u> が発表されたときに、危険度が高まっている <u>場所を面的に確認することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とさ

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>最大で6時間先</u> までの雨量分布及び土壌雨量指数の <u>組み合わせ</u> の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、 <u>土砂災害の警報</u> 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、 <u>大雨の警報</u> 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所から<u>避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</u> ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から<u>避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当</u> ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新して <u>おり、大雨の警報</u> 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当

防災気象情報の体系整理に伴う修正

	<u>れる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(追記)

(3) 気象情報（全般、近畿地方、京都府）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に気象庁本庁から全般気象情報が、大阪管区気象台から近畿地方気象情報が、京都地方気象台から京都府気象情報が発表される。

ア 台風に関する気象情報

「令和〇年台風第〇号に関する京都府気象情報」（以下、「台風情報」という。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
<u>大雨キキクル</u>	<u>浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。</u>
流域雨量指数の予測値	<u>各河川の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部、京都府北部）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨、土砂災害及び高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。
なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

(4) 京都府気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。

ア 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激

防災気象情報の体系整理に伴う修正

防災気象情報の体系整理に伴う修正

防災気象情報の体系整理に伴う修正

）は、京都地方気象台が発表する。

発表開始の目安は、台風の強さや進行状況によるが、京都府に影響するおそれが強まった時点とし、影響が弱まった時点での情報には、「終了」の通知を含めて発表する。

台風情報は、定型化された形式により伝達する（資料編 150 頁）。

伝達的手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

イ 大雨に関する気象情報

「大雨に関する京都府気象情報」（以下、「大雨情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

大雨情報は、大雨が予想される気象状況について、注意報又は警報発表の予告的情報として、また、注意報・警報の継続中に気象状況の変化・降雨の実況と予測・防災上のコメント等を報ずる。

大雨情報は、大雨が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

大雨情報は、定型化された形式により伝達する（資料編 151 頁様式②）。

伝達的手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

ウ その他の気象情報

長雨、異常潮位等、その他定型化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を用いないが、正確で迅速な伝達に努める。伝達的手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

（追記）

（追記）

に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせる分析）された場合に、気象庁から「京都府気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「京都府気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「京都府気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ 気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「京都府気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。

オ 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象

(追記)

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等（ただし、平成16年以降に合併した市町は旧市町、京都市域は行政区。京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表基準等について、

ア 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。

平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検

状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部、京都府北部）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部、京都府北部）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 全般気象解説情報、近畿地方気象解説情報、京都府気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(6) 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。

令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

防災気象情報の体系整理に伴う修正

防災気象情報の体系整理に伴う修正

証対象災害事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

イ 過去の災害がない1キロメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

ウ 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される（資料編151頁様式③）。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

京都府の雨量による発表基準は、1時間90ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

記録的短時間大雨情報は、定型化された形式により伝達する（資料編151頁様式③）。

伝達的手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

記録的短時間大雨情報は、まれにしか発表されないが、格別に緊急を要する情報である。

伝達に当たっては、速報に努める。

4 国土交通省と気象庁とが共同し行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損失を生ずるおそれがある河川について国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区气象台又は京都地方气象台）が共同して、洪水予報を行うものであり、府内の指定された河川は淀川（宇治川、木津川、桂川）と由良川（土師川）の2河川である。

この洪水予報は、指定河川の名前を冠して行われ、次の種類がある。

{ 淀川(宇治川、木津川、桂川) 由良川(土師川)	<u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u>
	<u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u>
	<u>氾濫危険情報（洪水警報）</u>
	<u>氾濫発生情報（洪水警報）</u>
	<u>氾濫注意情報解除（洪水注意報・警報解除）</u>

また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高く

(削除)

4 国土交通省と気象庁とが共同し行う洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。宇治川、淀川、木津川下流、木津川上流、桂川下流については淀川ダム統合管理事務所と大阪管区气象台が共同で、由良川下流、由良川中流については福知山河川国道事務所と京都地方气象台が共同で、下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

指定河川洪水予報の名称と概要

<u>名 称</u>	<u>概 要</u>

防災気象情報の体系整理に伴う修正

防災気象情報の体系整理に伴う修正

なると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(中略)

レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

(中略)

洪水予報基準点（京都府関連）

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
淀川	宇治川	榎尾山	3.00	3.50	3.60	—
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	6.36
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06
	木津川	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01

洪水予報基準点（京都府関連）

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫発生水位
淀川	宇治川	榎尾山	3.00	3.50	3.60	—	4.30
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	6.36	8.30
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06	4.60

氾濫・決壊通報制度の創設（改正水防法）に伴う氾濫危険水位の設

	下流					
	木津川 上流	岩 倉	6.00	6.70	7.70	10.50
由良川	由良川	綾 部	3.50	5.00	6.00	8.12
	由良川・ 土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74

※ 氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる（無底部は浸水被害が発生する）おそれがある水位
 ※ 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

6 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報
 水防法第11条第1項の規定により、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と京都地方気象台は共同して洪水予報を行うものであり、指定する河川は、鴨川、高野川、桂川、園部川の4河川である。

	木津川 下流	加 茂	4.50	5.90	6.00	9.01	<u>7.60</u>
	木津川 上流	岩 倉	6.00	6.70	7.70	10.50	<u>10.50</u>
由良川	由良川	綾 部	3.50	5.00	6.00	8.12	<u>7.58</u>
	由良川・ 土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74	<u>7.89</u>

※ 氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる（無底部は浸水被害が発生する）おそれがある水位
 ※ 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

6 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。淀川水系鴨川・高野川については京都土木事務所と京都地方気象台が共同で、淀川水系桂川中流・園部川については南丹土木事務所と京都地方気象台が共同で、下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

指定河川洪水予報の名称と概要

名 称	概 要
<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u> <u>／氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> <u>災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u>
<u>レベル4</u> <u>氾濫危険警報</u>	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</u>
<u>レベル3</u> <u>氾濫警報</u>	<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能</u>

定

防災気象情報の体系整理に伴う修正

	性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

(2) 洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所				
	名称	所在地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
鴨川・高野川	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	1.60	1.90	2.30
桂川	保津橋	亀岡市保津町字下中島	3.30	3.50	4.00
	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	2.00	2.20	2.60
園部川	小山	南丹市園部町小山東町藤ノ木54-1地先	1.40	1.70	2.20

(3) 発表の種類及び基準

種類	基準	警戒レベル 相当情報
氾濫注意報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2 相当情報 -

(2) 洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					
	名称	所在地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	氾濫発生水位
鴨川・高野川	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	1.60	1.90	2.30	2.90
桂川	保津橋	亀岡市保津町字下中島	3.30	3.50	4.00	5.70
	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	2.00	2.20	2.60	-
園部川	小山	南丹市園部町小山東町藤ノ木54-1地先	1.40	1.70	2.20	3.50

(削除)

氾濫・決壊通報制度の創設(改正水防法)に伴う氾濫危険水位の設定

<u>氾濫警戒情報</u> (洪水警報)	<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)。</u>	<u>警戒レベル3</u> <u>相当情報</u>
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル4 相当情報
<u>氾濫発生情報</u> (洪水警報)	<u>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。</u>	<u>警戒レベル5</u> <u>相当情報</u>

(4) 連絡系統
(省略)

(5) 洪水浸水想定区域図
(省略)

7 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(5) 発表及び通知の形式

・発表の種類及び基準

種類	基準	警戒レベル 相当情報
<u>氾濫注意情報</u>	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	警戒レベル2 相当情報
<u>氾濫警戒情報</u>	基準点の水位が避難判断水位に達したとき。	警戒レベル3 相当情報
<u>氾濫警戒情報</u>	基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。	警戒レベル4 相当情報
<u>氾濫発生情報</u>	<u>水位周知区間内で氾濫が発生したとき。</u>	警戒レベル5 相当情報

第2節 地震及び津波に関する予警等

1 津波警報等

(2) 種類と内容

ア 種類・発表基準・発表される津波の高さ等

(3) 連絡系統
(省略)

(4) 洪水浸水想定区域図
(省略)

7 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(5) 発表及び通知の形式

・発表の種類及び基準

種類	基準
<u>レベル2</u> <u>氾濫注意情報</u>	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
<u>レベル2</u> <u>氾濫注意情報</u> <u>解除</u>	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。
<u>レベル3</u> <u>氾濫警戒情報</u>	基準点の水位が避難判断水位に達したとき。
<u>レベル4</u> <u>氾濫危険情報</u>	基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。

第2節 地震及び津波に関する予警等

1 津波関係

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

防災気象情報の体系整理に伴う修正

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 <u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れ
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (<u>予想される津波の高さの予想の区分</u>)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)		
		5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超	3m (1m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波

説明の追加

文言の整理

文言の整理

				に巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1：津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注3：京都府の津波予報区は「京都府」である。

	え、3m以下の場合			による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

文言の整理

文言の整理

説明の追加

- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する 場合もある。
 - ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
- このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
 - ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(3) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時国や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注1）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注2）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

注1：京都府の津波予報区は「京都府」

注2：京都府内の地点は「舞鶴」

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場

説明の追加

説明の追加

(イ) 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

① 水防活動の利用に適合する注意報、警報
(省略)

合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

気象庁は、地震発生度、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(5) 水防活動の利用に適合する注意報、警報
(省略)

説明の追加

(3) 伝達
(省略)

2 地震情報及び津波警報等

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

(1) 地震情報及び津波警報等の種類と内容

地震情報及び津波警報等の種類と内容は次のとおりである。

地震情報及び津波警報等の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注1)(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュ

(6) 伝達
(省略)

2 地震関係

地震に関する資料や状況を速報するための地震情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

(1) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類、発表基準と内容は次のとおりである。

地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震情報	・震度1以上 ・津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の深度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階

文言の整理

文言の整理

文言の整理

発表基準の変更

		<u>ード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</u>
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

		<u>級や長周期地震動の周別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)。</u>
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火から 1 時間半～2 時間程度で発表</u>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

文言の整理

情報の種類	発表内容
<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	各津波予報区(注 1)の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	主な地点(注 2)の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
<u>津波観測に関する情報</u>	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表

(削除)

<p><u>沖合の津波観測に関する情報</u></p>	<p><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</u></p>	<p><u>3 情報の伝達基準等</u></p> <p><u>(1) 情報の伝達基準</u> (省略)</p> <p><u>(2) 情報の伝達</u> (省略)</p>	
<p><u>津波に関するその他の情報</u></p> <p><u>注1：京都府の津波予報区は「京都府」</u></p> <p><u>注2：京都府内の地点は「舞鶴」</u></p> <p><u>(2) 情報の伝達基準</u> (省略)</p> <p><u>(3) 情報の伝達</u> (省略)</p>	<p><u>津波に関するその他必要な事項を発表</u></p>	<p>第12章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制</p> <p>3 広域振興局の水防体制</p> <p>(1) 気象業務法第14条の2第1項の規定による<u>大雨</u>及び<u>洪水注意報</u>及び<u>大雨、洪水及び高潮警報</u>又は知事が必要と認めるとき、若しくは気象、雨量、水位等によって広域振興局長が必要であると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導に当たらせるものとする。</p> <p>第4節 決壊等の通知</p> <p>堤防若しくはため池が決壊し、又はおそれのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体において水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所長、広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所長においては、これを直ちに建設交通部河川課・砂防課、警察署、直轄管理区間にかかわるものは国土交通省関係事務所その他必要な機関に連絡するものとする。</p>	<p>防災気象情報の体系整理に伴う修正</p> <p>氾濫・決壊通報制度の創設(改正水防法)に伴う修正</p>
		<p>第12章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制</p> <p>3 広域振興局の水防体制</p> <p>(1) 気象業務法第14条の2第1項の規定による<u>レベル2大雨注意報</u>及び<u>レベル2氾濫注意報</u>及び<u>レベル3大雨警報</u>、<u>レベル3氾濫警報</u>及び<u>レベル3高潮警報</u>又は知事が必要と認めるとき、若しくは気象、雨量、水位等によって広域振興局長が必要であると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導に当たらせるものとする。</p> <p>第4節 <u>氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置</u></p> <p><u>1 氾濫等の通報</u></p> <p><u>河川管理者が、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係府県知事その他関係者に通報するものとする。</u></p> <p><u>通報を受けた知事(当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣)は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水表管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</u></p>	

2 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防若しくはため池が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者または市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防、ダムやその他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

3 氾濫・決壊・漏水等の通知の内容

1、2の氾濫・決壊・漏水等の通報は、「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。ま

た、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

(1) 河川管理者が行う氾濫等の通報

河川名	区域	観測所名	所在地	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
淀川 幹川	宇治川	左岸：宇治市 宇治塔之川36番の2地先 右岸：宇治市	横尾山	宇治市 宇治山 王町	・氾濫発生水位(4.30m)に	京都市 宇治市 久御山町 近畿 地方 整備 局

氾濫・決壊
通報制度の
創設（改正
水防法）に
伴う追加

氾濫・決壊
通報制度の
創設（改正
水防法）に
伴う追加

		宇治紅齊 25 番の8地先 から桂川・ 宇治川・木津 川三川の合流 点まで			到達		淀川 河川 事務 所
淀川 幹川	淀川	左岸:桂川・宇 治川・木津川 三川の合流点 から海まで 右岸:同上	枚方	大阪府 枚方市 桜町 3 -32	・ 氾濫 発生水 位 (8.3 0m) に 到達	二	
淀川 支川	桂川 下流	左岸:京都市 右京区嵯峨亀 の尾町無番地 右岸:京都市 西京区嵐山元 録山町国有林 38林班ル小班 地先 から幹川合 流点まで	桂	京都市 西京区 桂浅原 町	・ 氾濫 発生水 位 (4.6 0m) に 到達	京都市	
淀川 支川	木津 川 下流	左岸:木津川 市加茂町山田 野田 3 右岸:相楽郡 和束町大字木 屋字桶淵22-2 から幹川合 流点まで	加茂	木津川 市加茂 町北船 屋	・ 氾濫 発生水 位 (7.6 0m) に 到達	城陽市 八幡市 京田辺 市 木津川 市 久御山 町 井手町 和束町 精華町	
淀川 支川	木津 川 上流	左岸:相楽郡 南山城村地内 (三重県境) から相楽郡笠 置町大字笠置 小字野田坂 1 まで 右岸:相楽郡 南山城村地内	岩倉	三重県 伊賀市 岩倉	・ 氾濫 発生水 位 (●m) に到 達	笠置町 南山城 村	近畿 地方 整備 局 木津 川上 流河 川事 務所

		(三重県境) から相楽郡笠 置町大字切山 小字宮毛田3 まで					
由良川中流		左岸：綾部市 野田町西ノ谷 105番地先か ら福知山市字 前田地先まで 右岸：綾部市 味方町鷺谷6 番地先から福 知山市字猪崎 地先まで	綾部	綾部市 味方町	・氾濫 発生水 位(7.5 8m)に 到達	福知山 市 綾部市	近畿 地方 整備 局 福知 山河 川国 道事 務所
由良川下流		左岸：福知山 市字前田地先 右岸：福知山 市字猪崎地先 から海まで	福知山	福知山 市寺町	・氾濫 発生水 位(7.8 9m)に 到達	福知山 市	
鴨川 ・ 高野 川	鴨川	左岸：京都市 北区上賀茂北 ノ原町1番6 地先 右岸：京都市 北区西賀茂上 庄田町16番6 地先	荒神橋	京都市 左京区 吉田河 原町14 番地先	・氾濫 発生水 位(2.9 0m)に 到達	京都市 八幡市 久御山 町 澱川右 岸水防 事務組 合	京都 土木 事務 所
			鳥羽 大橋	京都市 伏見区 竹田青 池町	・河川 カメラ により 氾濫発 生を確 認		
	高野川	左岸：京都市 左京区上高野 奥小森超21番 1地先 右岸：京都市 左京区八瀬野 瀬町64地先 から から鴨川合 流点まで	荒神橋	京都市 左京区 吉田河 原町14 番地先	・氾濫 発生水 位(2.9 0m)に 到達		
			鳥羽 大橋	京都市 伏見区 竹田青 池町	・河川 カメラ により 氾濫発 生を確		

					認		
桂川 中流 ・ 園部 川	桂川 中流	左岸：南丹市 日吉町中大向 9番地1地先 から亀岡市保 津町立岩1番 地2地先まで 右岸：南丹市 日吉町五味 向5番地先か ら亀岡市篠町 山本下太田20 番地先まで	保津橋	亀岡市 保津町 字下中 島	・ 氾濫 発生水 位 (5.7 0m) に 到達	亀岡市 南丹市	南丹 土木 事務 所
	園部 川	本梅川合流点 から桂川合流 点まで	小 山	南丹市 園部町 小山東 藤ノ木 54-1 地先	・ 氾濫 発生水 位 (3.5 0m) に 到達	南丹市	

(2) 氾濫等の通報の発表形式と伝達経路及び手段

伝達は定形化された形式を用いて行い、伝達的手段及び経路については、資料編に定める。

4 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

1、2に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は資料編に定める。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「5 決壊後の措置」の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

5 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

氾濫・決壊
通報制度の
創設（改正
水防法）に
伴う追加

氾濫・決壊
通報制度の
創設（改正
水防法）に
伴う追加

第13章 土砂災害対策

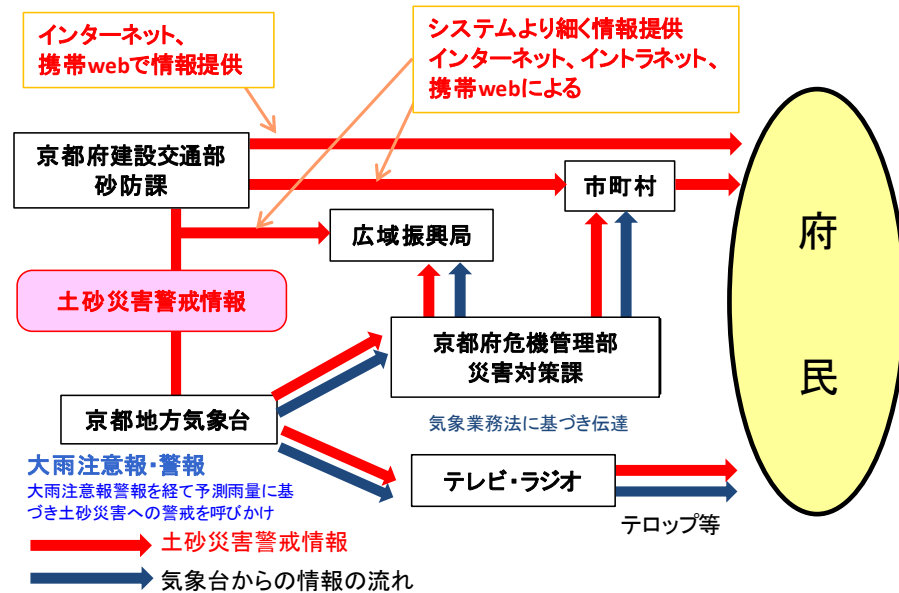
3 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

(1) 目的

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、京都府と京都地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。（伝達経路図参照）

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法 第27条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



第13章 土砂災害対策

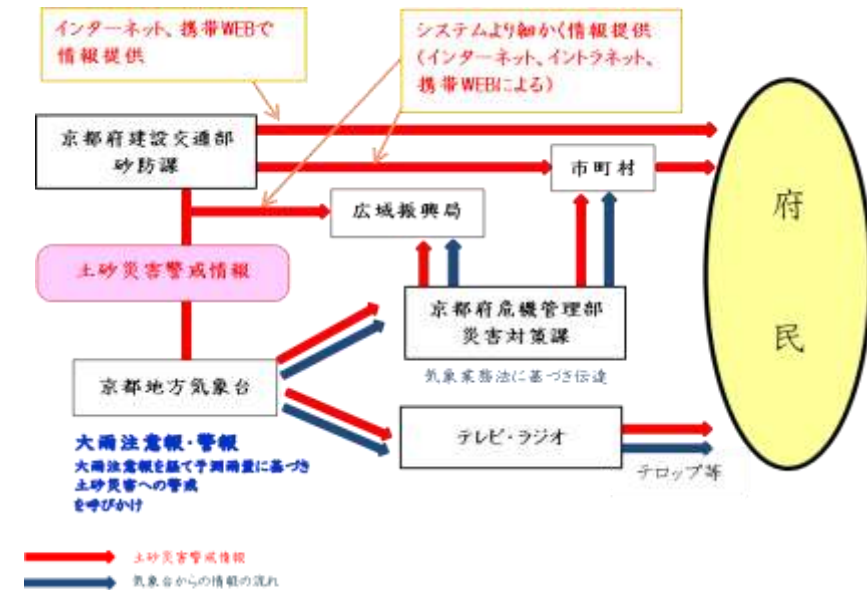
3 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

(1) 目的

市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。（伝達経路図参照）

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第56条、気象業務法 第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法 第27条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



防災気象情報の体系整理に伴う修正

防災気象情報の体系整理に伴う修正

<p>(2) 発表基準 土砂災害警戒情報の発表<u>基準は警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>警戒基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、土砂災害発生危険基準線に達するときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）を発表する。</u></p> <p>イ <u>警戒解除基準は、土砂災害発生危険基準線を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準線を超過しないと予想される時とする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず土砂災害発生危険基準線を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</u></p> <p>(3) 発表単位 該当市町村に対して<u>土砂災害警戒情報を発表する。但し、合併市町村（京北は除く）及び京都市は、旧町及び区別で発表する。（京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町には発表されない）</u></p> <p>(4) 京都府土砂災害警戒情報システム イ 市町村への情報提供 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報をインターネット、<u>携帯 Web</u> で発信を行う。</p> <p>ウ 用語解説 (ウ) 土砂災害発生危険基準線（CL：クリティカルライン） この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線であり、過去の土砂災害の実績をもとに設定している。 今後、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直すこととし、精度向上を図ることとする。</p>	<p>(2) 発表基準 土砂災害警戒情報の発表・解除は<u>それぞれ</u>以下のとおりとする。</p> <p>ア <u>土砂災害警戒情報の発表は、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、土砂災害発生危険基準線に達したときに行う。</u></p> <p>イ <u>土砂災害警戒情報の警戒解除は、土砂災害発生危険基準線を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準線を超過しないと予想される時に行う。</u></p> <p>(3) 発表単位 該当市町村に対して発表する。<u>（久御山町を除く）</u></p> <p>(4) 京都府土砂災害警戒情報システム イ 市町村への情報提供 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報をインターネット、<u>スマートフォン</u>で発信を行う。</p> <p>ウ 用語解説 (ウ) 土砂災害発生危険基準線（CL：クリティカルライン） この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線であり、過去の土砂災害の実績をもとに設定している。 今後、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直すこととし、精度向上を図ることとする。 <u>ただし、この値を越えていない場合に土砂災害が発生しないことを示すものではない。</u></p>	<p>防災気象情報の体系整理に伴う修正</p> <p>防災気象情報の体系整理に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>説明の追加</p>
---	--	---

第20章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 洪水対応

(1) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定
(中略)

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
淀 川	鴨川	洪水予報	H30.5	京都市、八幡市、久御山町	京 都
			R7.5	京都市	
	高野川	洪水予報	H30.5	京都市	
			R7.5	京都市	
	桂川(上流)	水位周知	H30.5	京都市	
			R7.5	京都市	
	弓削川	水位周知	H30.5	京都市	
	山科川	水位周知	H30.5	京都市、宇治市	
			R7.5	京都市、宇治市	
	天神川	水位周知	H30.5	京都市	
	白川		R7.5	京都市	
	岩倉川		R7.5	京都市	
	長代川		R7.5	京都市	
	鞍馬川		R7.5	京都市	
	静原川		R7.5	京都市	
	貴船川		R7.5	京都市	
	有栖川		R7.5	京都市	
	清滝川		R7.5	京都市	
	田原川		R7.5	京都市、南丹市	
	室谷川		R7.5	京都市、南丹市	
	室地川		R7.5	京都市	
	明石川		R7.5	京都市	
	熊田川		R7.5	京都市	
	細野川		R7.5	京都市、南丹市	
	筒江川		R7.5	京都市	
	知谷川		R7.5	京都市	
	三明谷川		R7.5	京都市	
	小塩川		R7.5	京都市	
	灰屋川		R7.5	京都市	
	片波川		R7.5	京都市	
別所川		R7.5	京都市		

第20章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 洪水対応

(1) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定
(中略)

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
淀 川	鴨川	洪水予報河川	H30.5	京都市、八幡市、久御山町	京 都
			R7.5	京都市	
	高野川	洪水予報河川	H30.5	京都市	
			R7.5	京都市	
	桂川(上流)	水位周知河川	H30.5	京都市	
			R7.5	京都市	
	弓削川	水位周知河川	H30.5	京都市	
	山科川	水位周知河川	H30.5	京都市、宇治市	
			R7.5	京都市、宇治市	
	天神川	水位周知河川	H30.5	京都市	
	白川		R7.10	京都市	
	岩倉川		R7.5	京都市	
	長代川		R7.5	京都市	
	鞍馬川		R7.5	京都市	
	静原川		R7.5	京都市	
	貴船川		R7.5	京都市	
	有栖川		R7.5	京都市	
	清滝川		R7.5	京都市	
	田原川		R7.5	京都市、南丹市	
	室谷川		R7.5	京都市、南丹市	
	室地川		R7.5	京都市	
	明石川		R7.5	京都市	
	熊田川		R7.5	京都市	
	細野川		R7.5	京都市、南丹市	
	筒江川		R7.5	京都市	
	知谷川		R7.5	京都市	
	三明谷川		R7.5	京都市	
	小塩川		R7.5	京都市	
	灰屋川		R7.5	京都市	
	片波川		R7.5	京都市	

最新の指定
状況へ更新

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管内	
淀川	能見川		R7.5	京都市	京都	
	東高瀬川		R7.5	京都市		
	七瀬川		R7.5	京都市		
	旧安祥寺川		R7.5	京都市		
	安祥寺川		R7.5	京都市		
	四宮川		R7.5	京都市		
	針畑川		R7.5	京都市		
	久多川		R7.5	京都市		
	西羽東師川		R7.5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市		
	西羽東師川支川		R7.5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市		
	音羽川		R7.5	京都市		
	瀬戸川		R7.5	京都市		
	合場川		R7.5	京都市		
	西野山川		R7.5	京都市		
	西野山川支川		R7.5	京都市		
	藤尾川		R7.5	京都市		
	新川		R7.5	京都市、向日市		
	白川放水路		R7.5	京都市		
	小畑川	水位周知	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町		乙訓
	小泉川	水位周知	H30.5	長岡京市、大山崎町		
	久保川		R7.5	大山崎町		
	大川		R7.5	長岡京市		
	善峰川		R7.5	京都市、長岡京市		
	芥川		R7.5	京都市		
	大谷川	水位周知	H30.5	八幡市、京田辺市	山城北	
			R7.5	京田辺市		
		水位周知	R1.5	宇治田原町		
		水防警報	R7.5	京田辺市		
			R7.5	京田辺市		
			R7.5	京田辺市		
		水防警報	R7.5	井手町		
			R7.5	京田辺市		
		水防警報	R7.5	京都市、宇治市、城陽市、久御山町		
		R7.5	宇治市			
		R7.5	宇治田原町			
		R7.5	宇治田原町			
		R7.5	宇治田原町			
		R7.5	宇治田原町			
		R7.5	宇治田原町			
		R7.5	宇治田原町			

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管内
淀川	別所川		R7.5	京都市	京都
	能見川		R7.5	京都市	
	東高瀬川		R7.5	京都市	
	七瀬川		R7.5	京都市	
	旧安祥寺川		R7.5	京都市	
	安祥寺川		R7.5	京都市	
	四宮川		R7.5	京都市	
	針畑川		R7.5	京都市	
	久多川		R7.5	京都市	
	西羽東師川		R7.5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市	
	西羽東師川支川		R7.5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市	
	音羽川		R7.5	京都市	
	瀬戸川		R7.5	京都市	
	合場川		R7.5	京都市	
	西野山川		R7.5	京都市	
	西野山川支川		R7.5	京都市	
	藤尾川		R7.5	京都市	
	新川		R7.5	京都市、向日市	
	西高瀬川	水防警報河川	R7.10	京都市	
	御室川		R7.10	京都市	
	宇多川		R7.10	京都市	
	小畑川	水位周知河川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓
	小泉川	水位周知河川	H30.5	長岡京市、大山崎町	
	久保川		R7.5	大山崎町	
	大川		R7.5	長岡京市	
	善峰川		R7.5	京都市、長岡京市	
	芥川		R7.5	京都市	
	大谷川	水位周知河川	H30.5	八幡市、京田辺市	山城北
			R7.5	京田辺市	
		水位周知河川	R1.5	宇治田原町	
			R7.5	宇治田原町	
		水防警報河川	R7.5	京田辺市	
		水位周知河川	H30.5	京田辺市	
R7.5			京田辺市		
		R7.5	京田辺市		
水防警報河川		R7.5	井手町		
		R7.5	京田辺市		
水防警報河川	R7.5	京都市、宇治市、城陽市、久御山町			
	R7.5	宇治市			
	R7.5	宇治田原町			

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内	
淀 川	禪定寺川		R7.5	宇治田原町	山城北	
	石詰川		R7.5	宇治田原町		
	笠取川		R7.5	宇治市		
	奥山田川		R7.5	宇治田原町		
	大福川		R7.5	宇治田原町		
	里川		R7.5	宇治田原町		
	名木川		R7.5	宇治市、久御山町		
	井川		R7.5	宇治市		
	煤谷川	水位周知	R1.10	京田辺市、精華町		山城南
	山田川	水位周知	R1.10	木津川市、精華町		
			R7.5	木津川市、精華町		
	井関川	水位周知	R1.10	木津川市		
		水位周知	R1.10	木津川市		
	赤田川		R7.5	木津川市		
水位周知		R1.5	和東町、木津川市			
和東川		R7.5	和東町			
		R7.5	和東町			
遠藤川		R7.5	和東町			
萩の谷川		R7.5	木津川市			
渋谷川		R7.5	木津川市			
乾谷川		R7.5	精華町			
井関川放水路		R7.5	木津川市			
鹿川		R7.5	木津川市			
山松川		R7.5	木津川市			
大井手川		R7.5	木津川市			
石部川		R7.5	木津川市			
蛇吉川		R7.5	木津川市			
柚田川		R7.5	和東町			
南川		R7.5	和東町			
中村川		R7.5	和東町			
門前川		R7.5	和東町			
谷山川		R7.5	和東町			
椎原川		R7.5	和東町			
白砂川		R7.5	笠置町			
打滝川		R7.5	笠置町			
布目川		R7.5	笠置町			
渋久川		R7.5	南山城村			
小川		R7.5	木津川市			
乾谷川放水路		R7.5	精華町			
桂川（中流）	洪水予報	H30.10	亀岡市、南丹市	南 丹		
犬飼川	水位周知	H30.10	亀岡市			

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内	
淀 川	犬打川		R7.5	宇治田原町	山城北	
	符作川		R7.5	宇治田原町		
	滝ノ口川		R7.5	宇治田原町		
	糠塚川		R7.5	宇治田原町		
	大導寺川		R7.5	宇治田原町		
	禪定寺川		R7.5	宇治田原町		
	石詰川		R7.5	宇治田原町		
	笠取川		R7.5	宇治市		
	奥山田川		R7.5	宇治田原町		
	大福川		R7.5	宇治田原町		
	里川		R7.5	宇治田原町		
	名木川		R7.5	宇治市、久御山町		
	井川		R7.5	宇治市		
	防智川	水防警報河川	R7.10	京田辺市、八幡市		
	手原川	水防警報河川	R7.10	京田辺市		
	天津神川	水防警報河川	R7.10	京田辺市		
	長谷川	水防警報河川	R7.10	城陽市		
	青谷川	水防警報河川	R7.10	井手町、城陽市		
	玉川	水防警報河川	R7.10	井手町		
	渋川	水防警報河川	R7.10	井手町、木津川市		
	堂の川		R7.10	宇治市、京都市		
	弥陀次郎川	水防警報河川	R7.10	宇治市、京都市		
	戯川		R7.10	宇治市		
	新田川		R7.10	宇治市		
	煤谷川	水位周知河川	R1.10	京田辺市、精華町		山城南
	山田川	水位周知河川	R1.10	木津川市、精華町		
			R7.5	木津川市、精華町		
	井関川	水位周知河川	R1.10	木津川市		
	赤田川	水位周知河川	R1.10	木津川市		
			R7.5	木津川市		
	和東川	水位周知河川	R1.5	和東町、木津川市		
			R7.5	和東町		
	萩の谷川		R7.5	木津川市		
渋谷川		R7.5	木津川市			
鹿川		R7.5	木津川市			
山松川		R7.5	木津川市			
大井手川		R7.5	木津川市			
石部川		R7.5	木津川市			
蛇吉川		R7.5	木津川市			
柚田川		R7.5	和東町			

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
淀川	園部川	洪水予報	H30.10	南丹市	南丹
	田原川	水位周知	H30.10	南丹市、京都市	
	奥山川		R7.5	南丹市	
	胡麻川		R7.5	南丹市	
	志和賀川		R7.5	南丹市	
	海老谷川		R7.5	南丹市	
	木住川		R7.5	南丹市	
	中世木川		R7.5	南丹市	
	大路次川		R7.5	亀岡市	
	千ヶ畑川		R7.5	亀岡市	
	栢原川		R7.5	亀岡市	
	東掛川		R7.5	亀岡市	
	安威川		R7.5	亀岡市	
	由良川	棚野川	水位周知	H30.10	
高屋川		水位周知	H30.5	京丹波町	
				R7.5	京丹波町
由良川			R7.5	南丹市、京丹波町、綾部市	
井尻川			R7.5	京丹波町	
質美川			R7.5	京丹波町	
畑川			R7.5	南丹市、京丹波町	
実勢川			R7.5	京丹波町	
須知川		水防警報	R7.5	京丹波町	
水戸川			R7.5	京丹波町	
曾根川			R7.5	京丹波町	
曾谷川			R7.5	京丹波町	
大朴川			R7.5	京丹波町	
水呑川			R7.5	京丹波町	
上和知川			R7.5	京丹波町	
西河内川			R7.5	京丹波町	
川谷川			R7.5	南丹市	
砂木谷川			R7.5	南丹市	
西川			R7.5	南丹市	
神谷川			R7.5	南丹市	
下谷川			R7.5	南丹市	
山森川			R7.5	南丹市	
太田川			R7.5	南丹市	
原川			R7.5	南丹市	
深見川			R7.5	南丹市	
知見谷川			R7.5	南丹市	
西畑川			R7.5	南丹市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内	
淀川	南川		R7.5	和束町	山城南	
	中村川		R7.5	和束町		
	門前川		R7.5	和束町		
	谷山川		R7.5	和束町		
	椎原川		R7.5	和束町		
	白砂川		R7.5	笠置町		
	打滝川		R7.5	笠置町		
	布目川		R7.5	笠置町		
	山城谷川		R7.5	南山城村		
	渡久川		R7.5	南山城村		
	小川		R7.5	木津川市		
	井関川放水路		R7.5	木津川市		
	天神川	水防警報河川	R7.10	木津川市、井手町		
	不動川	水防警報河川	R7.10	木津川市		
	鳴子川	水防警報河川	R7.10	木津川市		
	新川	水防警報河川	R7.10	木津川市		
	桂川（中流）	洪水予報河川	H30.10	亀岡市、南丹市		南丹
	犬飼川	水位周知河川	H30.10	亀岡市		
	園部川	洪水予報河川	H30.10	南丹市		
			R7.10	南丹市		
	田原川	水位周知河川	H30.10	南丹市、京都市		
	奥山川		R7.5	南丹市		
	胡麻川		R7.5	南丹市		
	志和賀川		R7.5	南丹市		
	海老谷川		R7.5	南丹市		
	木住川		R7.5	南丹市		
	中世木川		R7.5	南丹市		
	大路次川		R7.5	亀岡市		
	千ヶ畑川		R7.5	亀岡市		
	栢原川		R7.5	亀岡市		
	東掛川		R7.5	亀岡市		
	安威川		R7.5	亀岡市		
	鶴の川		R7.10	亀岡市		
西川		R7.10	亀岡市			
年谷川	水防警報河川	R7.10	亀岡市			
鎌水川		R7.10	亀岡市			
曾我谷川	水防警報河川	R7.10	亀岡市			
愛宕谷川		R7.10	亀岡市			
七谷川	水防警報河川	R7.10	亀岡市			
古川		R7.10	亀岡市			

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内	
由良川	小畠川		R7.5	南丹市	南 丹	
	河内谷川		R7.5	南丹市		
	佐々里川		R7.5	南丹市		
	中ノ谷川		R7.5	南丹市		
	東又川		R7.5	京丹波町		
	犀川		水位周知	H30.5	綾部市	中丹東
				R7.5	綾部市	
	上林川	水位周知	R1.10	綾部市		
	由良川		R7.5	綾部市		
	和江谷川		R7.5	舞鶴市		
	土佐川		R7.5	舞鶴市		
	丸田川		R7.5	舞鶴市		
	八戸地川		R7.5	舞鶴市		
	真壁川		R7.5	舞鶴市		
	久田美川		R7.5	舞鶴市		
	池田川		R7.5	舞鶴市		
	富室川		R7.5	舞鶴市		
	岡田川		R7.5	舞鶴市		
	平川		R7.5	舞鶴市		
	下見谷川		R7.5	舞鶴市		
長谷川		R7.5	舞鶴市			
宇谷川		R7.5	舞鶴市			
檜川		R7.5	舞鶴市、宮津市			
滝川		R7.5	舞鶴市			
荒倉川		R7.5	綾部市、福知山市			
伊路屋川		R7.5	綾部市			
西坂川		R7.5	綾部市			
天野川		R7.5	綾部市			
白道路川		R7.5	綾部市			
向田川		R7.5	綾部市			
西方川		R7.5	綾部市			
安場川		R7.5	綾部市			
八田川	水防警報	R7.5	綾部市			
小呂川		R7.5	綾部市			
上八田川		R7.5	綾部市			
木住川		R7.5	綾部市			
睦志川		R7.5	綾部市			
山内川		R7.5	綾部市			
稲早谷川		R7.5	綾部市			

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
淀 川	山内川		R7.10	亀岡市	南 丹
	菰川		R7.10	亀岡市	
	千々川		R7.10	亀岡市	
	東所川		R7.10	南丹市	
	三保川	水防警報河川	R7.10	亀岡市、南丹市	
	官山川		R7.10	南丹市	
	馬田川		R7.10	南丹市	
	天神川		R7.10	南丹市	
	陣田川		R7.10	南丹市	
	半田川		R7.10	南丹市	
	本梅川		R7.10	亀岡市、南丹市	
	八田川		R7.10	南丹市	
	音羽川		R7.10	亀岡市	
	神田川		R7.10	亀岡市	
北川		R7.10	亀岡市		
法書谷川		R7.10	亀岡市		
由良川	棚野川	水位周知河川	H30.10	南丹市	
	高屋川	水位周知河川	H30.5	京丹波町	
				R7.5	京丹波町
	由良川		R7.5	南丹市、京丹波町、綾部市	
	井尻川		R7.5	京丹波町	
	質美川		R7.5	京丹波町	
	畑川		R7.5	南丹市、京丹波町	
	実勢川		R7.5	京丹波町	
	須知川	水防警報河川	R7.5	京丹波町	
	水戸川		R7.5	京丹波町	
	曾根川		R7.5	京丹波町	
	曾谷川		R7.5	京丹波町	
	大朴川		R7.5	京丹波町	
	水香川		R7.5	京丹波町	
	上和知川		R7.5	京丹波町	
	西河内川		R7.5	京丹波町	
	川谷川		R7.5	南丹市	
	砂木谷川		R7.5	南丹市	
	西川		R7.5	南丹市	
	神谷川		R7.5	南丹市	
下谷川		R7.5	南丹市		
山森川		R7.5	南丹市		
太田川		R7.5	南丹市		
原川		R7.5	南丹市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
由良川	田野川		R7.5	綾部市	中丹東
	宮川	水位周知	H30.5	福知山市	中丹西
			R7.5	福知山市	
	牧川	水位周知	H30.5	福知山市	
			R7.5	福知山市	
	和久川	水位周知	H30.5	福知山市	
	土師川	水位周知	H30.5	福知山市	
			R7.5	福知山市、京丹波町	
	田中川		R7.5	福知山市	
	三河川		R7.5	福知山市	
	枯木川		R7.5	福知山市	
	雲原川		R7.5	福知山市	
	玉川		R7.5	福知山市	
	北原川		R7.5	福知山市	
	蓼原川		R7.5	福知山市	
	尾藤川		R7.5	福知山市	
	谷河川		R7.5	福知山市	
	在田川		R7.5	福知山市	
	花倉川		R7.5	福知山市	
	大呂川		R7.5	福知山市	
	佐々木川		R7.5	福知山市	
	宮垣川		R7.5	福知山市	
	千原川		R7.5	福知山市	
	深山川		R7.5	福知山市	
	畑川		R7.5	福知山市	
	小畑川		R7.5	福知山市	
	額田川		R7.5	福知山市	
	末川		R7.5	福知山市	
	東川		R7.5	福知山市	
	大油子川		R7.5	福知山市	
	直見川		R7.5	福知山市	
	加津良川		R7.5	福知山市	
	榎原川		R7.5	福知山市	
堺川		R7.5	福知山市		
竹田川		R7.5	福知山市		
大内川		R7.5	福知山市		
田野川		R7.5	福知山市		
平石川		R7.5	福知山市		
寺尾川		R7.5	福知山市		
川合川		R7.5	福知山市		

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内	
由良川	睦志川		R7.5	綾部市	中丹東	
	山内川		R7.5	綾部市		
	稲早谷川		R7.5	綾部市		
	田野川		R7.5	綾部市		
	井根川		R7.10	綾部市		
	浅原川		R7.10	綾部市		
	畑口川		R7.10	綾部市		
	草壁川		R7.10	綾部市		
	古和木川		R7.10	綾部市		
	宮川	水位周知河川	H30.5	福知山市		中丹西
			R7.5	福知山市		
	牧川	水位周知河川	H30.5	福知山市		
			R7.5	福知山市		
	和久川	水位周知河川	H30.5	福知山市		
			R7.10	福知山市		
	土師川	水位周知河川	H30.5	福知山市		
			R7.5	福知山市、京丹波町		
	田中川		R7.5	福知山市		
	三河川		R7.5	福知山市		
	枯木川		R7.5	福知山市		
	雲原川		R7.5	福知山市		
	玉川		R7.5	福知山市		
	北原川		R7.5	福知山市		
	蓼原川		R7.5	福知山市		
	尾藤川		R7.5	福知山市		
	谷河川		R7.5	福知山市		
	在田川		R7.5	福知山市		
花倉川		R7.5	福知山市			
大呂川		R7.5	福知山市			
佐々木川		R7.5	福知山市			
宮垣川		R7.5	福知山市			
千原川		R7.5	福知山市			
深山川		R7.5	福知山市			
畑川		R7.5	福知山市			
小畑川		R7.5	福知山市			
額田川		R7.5	福知山市			
末川		R7.5	福知山市			
東川		R7.5	福知山市			
大油子川		R7.5	福知山市			
直見川		R7.5	福知山市			

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内	
由良川	台頭川		R7.5	福知山市	中丹西	
	細見川		R7.5	福知山市		
	西松川		R7.5	福知山市		
	峠ヶ鼻川		R7.5	福知山市		
	友淵川		R7.5	福知山市		
	猪鼻川		R7.5	福知山市、京丹波町		
	加用川		R7.5	福知山市、京丹波町		
	大砂利川		R7.5	福知山市		
	法川		R7.5	福知山市		
	大谷川		R7.5	福知山市		
	大迫川		R7.5	宮津市		丹 後
	馳出川		R7.5	宮津市		
	二級河川	志楽川	水位周知	H30.10	舞鶴市	中丹東
R7.5				舞鶴市		
伊佐津川		水位周知	H30.10	舞鶴市		
			R7.5	舞鶴市		
野原川			R7.5	舞鶴市		
瀬崎川			R7.5	舞鶴市		
大丹生川			R7.5	舞鶴市		
河辺川			R7.5	舞鶴市		
朝来川			R7.5	舞鶴市		
吉野川			R7.5	舞鶴市		
堀川			R7.5	舞鶴市		
鹿原川			R7.5	舞鶴市		
祖母谷川			R7.5	舞鶴市		
与保呂川		水防警報	R7.5	舞鶴市		
椿川			R7.5	舞鶴市		
菅坂川			R7.5	舞鶴市		
池の内下川			R7.5	舞鶴市		
寺田川			R7.5	舞鶴市		
高野川			R7.5	舞鶴市		
女布川			R7.5	舞鶴市		
福井川			R7.5	舞鶴市		
野田川		水位周知	H30.10	宮津市、与謝野町	丹 後	
			R7.5	京丹後市		
竹野川		水位周知	H30.10	京丹後市		
			R7.5	京丹後市		
福田川		水位周知	H30.10	京丹後市		
			R7.5	京丹後市		
川上谷川		水位周知	H30.10	京丹後市		
			R7.5	京丹後市		

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内		
由良川	加津良川		R7.5	福知山市	中丹西		
	榎原川		R7.5	福知山市			
	堺川		R7.5	福知山市			
	竹田川		R7.5	福知山市			
	大内川		R7.5	福知山市			
	田野川		R7.5	福知山市			
	平石川		R7.5	福知山市			
	寺尾川		R7.5	福知山市			
	川合川		R7.5	福知山市			
	台頭川		R7.5	福知山市			
	細見川		R7.5	福知山市			
	西松川		R7.5	福知山市			
	峠ヶ鼻川		R7.5	福知山市			
	友淵川		R7.5	福知山市			
	猪鼻川		R7.5	福知山市、京丹波町			
	加用川		R7.5	福知山市、京丹波町			
	大砂利川		R7.5	福知山市			
	法川		R7.5	福知山市			
	大谷川		R7.5	福知山市			
	弘法川	水防警報河川	R7.10	福知山市			
	鴨谷川		R7.10	福知山市			
	弘法川放水路		R7.10	福知山市			
	相長川		R7.10	福知山市			
	大迫川		R7.5	宮津市		丹 後	
	馳出川		R7.5	宮津市			
	二級河川	志楽川	水位周知河川	H30.10		舞鶴市	中丹東
				R7.5		舞鶴市	
		伊佐津川	水位周知河川	H30.10		舞鶴市	
				R7.10		舞鶴市	
		野原川		R7.5		舞鶴市	
		瀬崎川		R7.5		舞鶴市	
大丹生川			R7.5	舞鶴市			
河辺川			R7.5	舞鶴市			
朝来川			R7.5	舞鶴市			
吉野川			R7.5	舞鶴市			
堀川			R7.5	舞鶴市			
鹿原川			R7.5	舞鶴市			
祖母谷川			R7.5	舞鶴市			
与保呂川		水防警報河川	R7.5	舞鶴市			
椿川		R7.5	舞鶴市				

野田川		H30.10	与謝野町	丹 後
香河川		H30.10	与謝野町	
奥山川		H30.10	与謝野町	
水戸川		H30.10	与謝野町	
岩屋川		H30.10	与謝野町	
加悦奥川		H30.10	与謝野町	
温江川		H30.10	与謝野町	
桜内川		H30.10	与謝野町	
滝川		H30.10	与謝野町	

(追加)

2 高潮対応

水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定

周辺地域に住宅、要配慮者利用施設等が存在する海岸について、高潮により氾濫した場合に想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

<u>海岸名</u>	<u>指定年月</u>	<u>関係市町村</u>	<u>管 内</u>
<u>丹後沿岸</u>	<u>R8.2</u>	<u>舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町</u>	<u>中丹東 丹 後</u>

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/takashio_shinsui/index.html

高潮浸水想定区域の新規指定 (R8.2月)に伴う追加